

## 「映像のまち・かわさき」推進フォーラム後援名義使用に関する事務取扱要項

### (趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が事業または行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、「映像のまち・かわさき」推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）が後援をする場合の基準及び事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 後援とは、団体等が主催する事業等に対して、金銭的支出を伴わず、単にフォーラムが事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承諾することによって支援することをいう。

### (申請)

第3条 フォーラムの後援を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する1ヶ月前までに後援申請書に、次に上げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 団体等の活動実績を記載した書類
- (2) 事業等の計画書又はチラシ(案)

第4条 フォーラム会長は、前条の後援申請書を受理したときは、次に定める基準に基づいてその内容を審査し、後援を承諾するときには、後援承諾通知書により、後援を承諾しない時は、後援不承諾通知書により団体等に通知するものとする。

(1) 原則として、川崎市の区域又はこれに隣接する区域で開催されるなど、広く市民を対象とした事業であること。

(2) フォーラムの推進に寄与すると認められている事業等であること。

(3) フォーラムの名義使用にふさわしい事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、後援を承諾しない。

(1) 法令又は公序良俗に反するもの。

(2) フォーラムの政治的中立性を損なうおそれのあるもの。

(3) フォーラムの宗教的中立性を損なうおそれのあるもの。

(4) 暴力団若しくは暴力団員が行う活動又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に関与していると認められる活動でないこと。

(5) その他、運営に関する一般方針に反するもの。

3 会長は、必要があると認めるときは、第一項の承諾に条件を付すことができる。

(変更)

第5条 団体等は、前条の規定により承諾を受けた後に事業計画に変更が生じた場合、速やかに後援変更申請書を会長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 会長は、前項の後援変更申請書を受理したときは、前条に規定する基準に基づいて審査し、後援を承諾するときは後援変更承諾通知書により、後援を承諾しないときは後援変更不承諾通知書により団体等に通知するものとする。

(報告)

第6条 事業等を実施した団体等は、事業等終了後30日以内に後援事業等実施報告書を会長に提出しなければならない。

(承諾の取消し等)

第7条 会長は、後援の承諾後において、第4条に規定する基準に適合しない事実が判明したときには、後援取消通知書により団体等に通知し、その承諾を取り消すことができる。

(1) 申請した団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき

(2) 申請書又は添付書類に虚偽があると認められるとき

(3) 会長が取消しを必要と認めたとき

2 承諾の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、フォーラムはその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により承諾が取り消された事業等又は事業等の実施後に第1項に該当したことが明らかになった事業等に係る翌年度以降の後援は、原則として行わないものとする。

(事務主管課等)

第8条 後援に関する承諾事務は、当該後援に係る事業等の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援に関し必要な事項は、フォーラムが定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。